

●香川県告示第215号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成25年4月12日

香川県知事 浜 田 恵 造

廃止年月日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成25年2月10日	居宅介護支援センター海 善通寺市文京町4丁目8番25号	株式会社TADA 善通寺市文京町4丁目8番25号	居宅介護支援
平成25年2月28日	訪問介護風 善通寺市文京町4丁目8番25号	株式会社TADA 善通寺市文京町4丁目8番25号	訪問介護 介護予防訪問介護
平成25年2月28日	デイサービス天空 善通寺市文京町4丁目8番25号	株式会社TADA 善通寺市文京町4丁目8番25号	通所介護 介護予防通所介護
平成25年3月14日	医療法人社団大仁会大西病院 観音寺市茂西町1丁目1番41号	医療法人社団大仁会 観音寺市茂西町1丁目6番3号	訪問看護 居宅療養管理指導 短期入所療養介護 介護療養型医療施設 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導